

絶縁油・PCB分析

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理に向けて

株式会社サイエンス
静岡市葵区瀬名中央1-7-55
電話：054-261-8212
FAX：054-262-3798
E-mail：science@vcs.wbs.ne.jp
http://www.science-c.co.jp

(背景)

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサ等の電気機器を含む幅広い用途に使用されてきましたが、カネミ油症事件(昭和43年)が発生し昭和47年以降製造が行われておりません。

PCB廃棄物の適正な処理を実現するために、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「環境事業団の一部を改正する法律」が公布され、前者は同年7月15日から、後者は公布の日から施行されました。

(用途)

用途大別	製品例・使用場所
絶縁油 トランス用 コンデンサ用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等のトランス 蛍光灯・水銀灯等の安定器、冷暖房器・洗濯機・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用、モーター用等の固定ペーパーコンデンサ、直流用コンデンサ、蓄電用コンデンサ
熱媒体(加熱と冷却)	各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油	高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加材
絶縁用 可塑剤 難燃用 その他	電線の被覆・絶縁テープ ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂、ゴム等に混合 接着剤、ニス・ワックス、アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ	ノーカーボン紙(溶媒)、電子式複写紙 難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料、印刷インキ
その他	紙等のコーティング、自動車のシーラント、陶器ガラス器の彩色、カラーテレビ部品、農薬の効力延長剤、石油添加物剤

(PCB廃棄物を保管する事業者)に課せられる規制) 詳細を別紙に記す。

- ・ 保管及び処分の状況の届出
- ・ 期間内の処分
- ・ 譲渡し及び譲受けの制限
- ・ 継承
- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

*違反者には罰金刑等が課せられます。

(分析)

弊社では絶縁油中のPCB分析を行っております。
所有のトランス・コンデンサー等絶縁油中のPCB分析がまだお済みでないようでしたらぜひ御一報ください。

分析依頼がお決まりになりましたら、採取セット(採取容器、スポイト、手袋)を用意しお伺いします。

使用機器：GC-ECD
定量下限値：0.1mg/kg (0.5mg/kg以上含まれると特別管理産業廃棄物となります)

■PCB廃棄物を保管する事業者課せられる規制

1. 保管及び処分の状況の届出

PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年度、そのPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関して都道府県知事（政令で定める市にあっては、市長。以下同じ。）に届け出なければなりません。

なお、都道府県知事は、毎年度、事業者から提出された上記保管等の届出書について、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を一般に公表することとなっています。

2. 期間内の処分

事業者は、法律が施行された日（平成13年7月15日）から15年の期間内に、PCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。

なお、環境大臣又は都道府県知事は、事業者が上記期間内の処分に違反した場合には、その事業者に対し、期限を定めて、PCB廃棄物の処分など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

3. 譲渡し及び譲受けの制限

何人もPCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならないこととされています。

4. 継承

事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を継承した法人は、その事業者の地位を継承するものとされています。事業者の地位を継承した者は、その継承があった日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ることとなっています。

5. 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業所ごとに廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。